

茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

人権啓発冊子等は誌面構成等で印象が変わり、市民への浸透の仕方が違う。効果的な啓発のためには、企画内容、掲載する人権課題、デザイン等、誌面に重点を置く必要がある。

これらを踏まえ、茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務

(2) 業務の目的

中学生を対象として、自らが身の回りの様々な人権課題に気づくきっかけづくりと、情報を提供することで、人権・男女共同参画問題への理解を深め、人権尊重のまち、男女共同参画社会の実現をめざす。

(3) 業務内容

カレンダー発行に至る企画、編集、制作、印刷までの一連の業務を委託する。

(4) 業務期間 契約締結日から令和4年2月28日まで

3 当該業務の予算額

2, 217, 600円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市

建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 過去3年間において、本業務と同種又は類似の業務の履行実績を有すること。

同種の業務：人権や男女共同参画その他、啓発を目的とするカレンダー等の印刷物の発行（企画、編集、制作、印刷）。

類似の業務：啓発を目的としない印刷物の発行（企画、編集、制作、印刷）。

6 説明会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会開催に代わり、資料を市ホームページで公開する。

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式5号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、次のとおり電子メールで人権・男女共生課宛送信すること。

提出期限：令和3年9月15日（水）午後4時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問には回答しない。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、市ホームページに掲載する。

回答日時：令和3年9月17日（金）午後4時

8 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、法人名及び代表者名、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式2）・・・1部

② 業務実施体制調書（様式3）・・・1部

イ 提出先：茨木市市民文化部人権・男女共生課（茨木市役所合同庁舎6階）

ウ 提出期限：令和3年9月24日（金）午後4時まで（厳守）

エ 提出方法：持参または郵送による

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、事務局において、参

加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式4）により令和3年9月27日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（任意様式）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに茨木市市民文化部人権・男女共生課へ提出すること。持参または郵送による）

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及びプロポーザル審査基準等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案書は1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

(2) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書及びラフレイアウト（任意様式） 正本1部、副本7部

1月以上のカレンダー及び啓発コラムのデザインを具体的に示すこと。

イ 作業スケジュール（任意様式） 正本1部、副本7部

ウ 参考見積書（様式6）及び内訳書（任意様式） 正本1部

※ ア・イについては、表紙を除き、会社名・代表名・所在地等を記載・印字しないこと。

(3) 提出方法等

ア 提出先：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課（茨木市役所合同庁舎6階）

イ 提出期限：令和3年10月15日（金）午後4時まで（厳守）

ウ 提出方法：持参または郵送による

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査方法

(1) 第1次審査（事務局審査）

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を下記11の事務局審査で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において、事務局審査（第1次審査）及び企画提案書等による書類審査（第2次審査）を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査

企画提案書等についての書類審査を実施し、審査基準に基づいて評価点を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(3) 審査結果の通知

① 結果通知

審査の結果は、令和3年10月26日（火）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

審査を通過しなかった提案者は、令和3年11月1日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

11 審査基準及び配点

別紙審査基準のとおりとする。

12 候補者の決定

候補者は、別紙審査基準により選定会議において審査し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記11の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

(1) 別紙審査基準による審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。

(2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

(3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、事業の企画内容の評価点が最高点の者を候補者とする。

(4) 上記(3)によっても、なお最高点の者が複数ある場合は、くじにより候補者を決定する。

(5) 参加資格を認められた者が1者のみの場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割以上であった場合に候補者とする。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

14 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

15 日程

公募による資料	令和3年9月10日（金）市HPに掲載
質問期限	令和3年9月15日（水）午後4時まで
質問に対する回答	令和3年9月17日（金）市HPに掲載
参加申込期間	令和3年9月10日（金）から 令和3年9月24日（金）午後4時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和3年9月27日（月）までに通知
企画提案書提出期間	令和3年9月27日（月）午後2時から 令和3年10月15日（金）午後4時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
第1次審査	令和3年10月18日（月）
第2次審査	令和3年10月25日（月）（予定）
審査結果通知	令和3年10月26日（火）（予定）
契約締結	令和3年10月29日（金）（予定）
業務開始	令和3年11月1日（月）（予定）

16 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があつ

たと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

担当：海山（かいざん）、平野（ひらの）

TEL：072-622-6613（直通）

FAX：072-622-6868

E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp